

新潟市特定給食施設等指導実施要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、健康増進法（平成14年法律第103号。以下「法」という。）、健康増進法施行規則（平成15年厚生労働省令第86号。以下「省令」という。）、新潟市健康増進法に基づく指導及び助言を行うための届出及び報告の徴収に関する条例（平成15年新潟市条例第22号。）及び新潟市健康増進法施行細則（平成15年新潟市規則第46号。以下「規則」という。）に基づき、給食施設に対し適切な指導を行うことにより、利用者の健康管理に努めるとともに、市民の栄養状態の改善及び健康増進を図るために必要な事項を定めるものとする。

(指導担当者)

第2条 給食施設の指導担当者は、法第19条の規定に基づき市長が任命した栄養指導員とする。

(指導の方針)

第3条 栄養指導員は、特定給食施設等に対し、省令第9条で定める栄養管理基準を遵守したうえで、利用者の健康状態に視点をおいた食事を提供し、栄養指導及び健康づくりへの支援が行われるよう指導するものとする。

(給食施設指導計画の作成)

第4条 規則第7条により把握した施設の栄養管理等の実態を評価し、さらに地域の健康・栄養課題を考慮し、年度及び中長期的な給食施設指導計画を作成する。

特に、特定給食施設であって栄養士又は管理栄養士を置かないなど栄養管理上指導の必要性が高い施設や、地域の優先的な健康・栄養課題への対策として指導及び助言が必要な施設を重視した計画作成に配慮する。

(指導等の方法)

第5条 特定給食施設等に対する指導及び助言は、特定給食施設等へ訪問等を通じて行う個別指導・助言や、関係者を参集して行う集団指導を実施する。

(指導の評価)

第6条 指導を実施した場合は、その計画内容や実施方法及び特定給食施設等の給食管理の改善や地域の健康・栄養課題への取組の視点から評価を行い、次年度の計画及び関連事業の展開に反映させる。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、指導実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。